

社 労 連 第 71 号
令和2年2月12日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

マイナンバーの取得の更なる徹底等に係る対応について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐より令和2年2月10日付事務連絡「マイナンバーの取得の更なる徹底等に係る対応について（依頼）」により、別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、ご確認賜りますようお願い申し上げます。

(担当：研修・事業課)

事 務 連 絡
令和2年2月10日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐（業務担当）

マイナンバーの取得の更なる徹底等に係る対応について（依頼）

日頃から、雇用保険制度の適正かつ円滑な運用について御理解・御協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

雇用保険手続におけるマイナンバーの取得徹底を進めていますが、各種申請・届出上のマイナンバーは、被保険者本人の都合により記載がなされない等の場合を除いてもなお、完全取得にはいたっていない状況です。

このため、マイナンバー未届の申請・届出のうち、マイナンバー制度への理解が十分でなく雇用保険の手続におけるマイナンバーの記載を怠る者による申請・届出への対応について、別添の事務連絡（令和2年2月5日付け事務連絡「マイナンバーの取得の更なる徹底等に係る対応について」）により都道府県労働局宛指示をしたところです。

マイナンバーは雇用保険の適正な手続のために必要であるほか、行政事務の効率化及び国民の利便性の向上の実現のためにも必要です。引き続きマイナンバーの取得徹底に向け、貴会の協力を得て取り組んでまいりますので、御協力方どうぞよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和2年2月5日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐（業務担当）

マイナンバーの取得の更なる徹底等に係る対応について

雇用保険関係業務の運営については、日頃より格段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月12日付け職保発0312第1号「情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象機関の拡大に伴う雇用保険分野のマイナンバーの取得の更なる徹底等について」（以下「通知」という。）等により、マイナンバーの取得徹底を進めていただいた結果、12月20日現在、マイナンバーの収録件数は2,200万件を超え、被保険者数の約半数の水準に達しました。窓口におけるマイナンバーの届出指導に感謝を申し上げます。

一方、それぞれの届出上のマイナンバーは、被保険者本人の都合により記載がなされない等の場合を除いてもなお、完全取得にはいたっていない状況です。このうち、マイナンバー制度への理解が十分でなく雇用保険の手続におけるマイナンバーの記載を怠る者への対応について、関係団体の協力を得て、別添1のスキームにより指導を実施することとしたので、下記のとおり御対応いただくようお願いします。

記

1 具体的な事務フロー

社会保険労務士（以下「社労士」という。）が行う雇用保険の手続について、当該社労士から提出される多数の申請・届出について、労働者がマイナンバーの提出を拒んでいることを理由にマイナンバーが未届であり、マイナンバー未届の理由に疑義が生じる場合、次の手順により、事実関係を確認の上、職業安定行政として指導を行い、さらに関係団体による指導を行う。

- (1) 社労士から被保険者がマイナンバーの提出を拒んでいるとして、マイナンバー未記載の各種申請・届出が提出された場合、この疎明内容について、当該社労士

の署名を受ける。電子申請や郵送による申請・届出の場合は電話等で確認し記録を残す。

- (2) (1)の疎明について、当該社労士に対し雇用保険の事務手続に係る委託を行っている事業主（必要に応じ被保険者本人や庶務担当者等）に事実関係を照会する。
- (3) (2)の事実関係の照会の結果、(1)の疎明と異なる事実関係が確認された場合、当該社労士に対し、公共職業安定所長及び労働局職業安定部長からマイナンバーの適正な届出に係る指導を実施する。
- (4) (3)の公共職業安定所、労働局幹部からマイナンバーの適正な届出に係る指導を行った旨を都道府県社会保険労務士会に連絡する。
- (5) 都道府県社会保険労務士会から、マイナンバーの適正な届出を含め、雇用保険手続を適正に行うよう指導を実施する。

2 本省への報告

1により都道府県社会保険労務士会からの指導がなされた場合は、厚生労働省職業安定局雇用保険課適用係宛て別添2の様式により報告を行うこと。

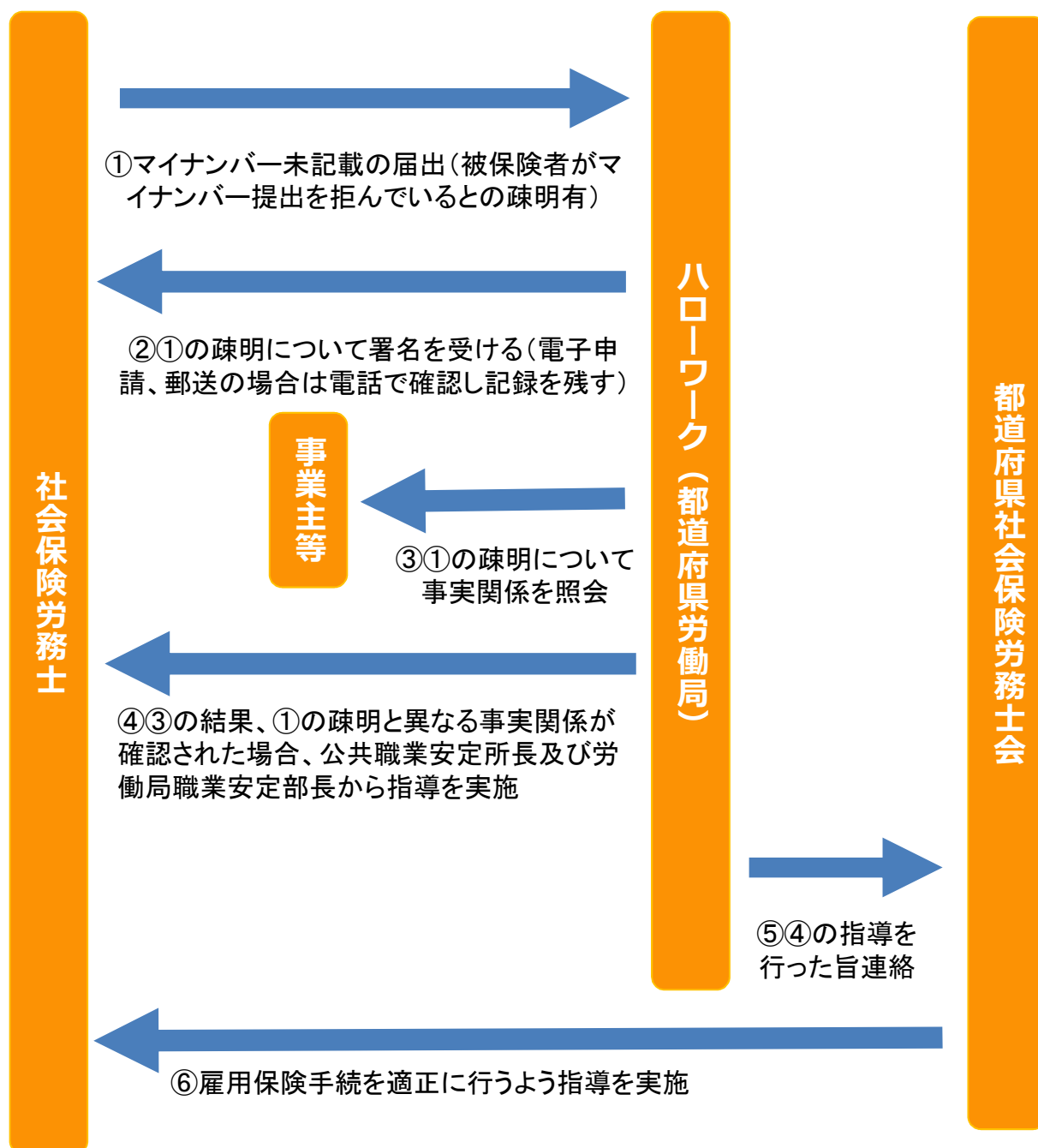
雇用保険手続上のマイナンバー届出を行わない 社会保険労務士の通報スキーム

別添1

具体的なスキーム

社労士が行う手続についてマイナンバー未届の理由に疑義が生じる場合※

※当該社労士から提出される多数の手続について、労働者がマイナンバーの提出を拒んでいることを理由にマイナンバーが未届となっている場合。



マイナンバー未届の社会保険労務士に係る指導について

指導対象となった社会保険労務士氏名 (社会保険労務士番号)	〇〇〇 □△□ (〇〇〇〇・・)
安定所長からの指導日	〇年〇月〇日
職業安定部長からの指導日	〇年〇月〇日
都道府県社会保険労務士会からの指導日	〇年〇月〇日
備考	・ ・